二　受託事業者の課税期間における課税売上高（法第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高をいう。以下この号において同じ。）当該受託事業者の当該課税期間の末日の属する当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者の課税期間の前課税期間における課税売上高（当該受託事業者の課税期間の末日と当該固有事業者の課税期間の末日が同日である場合には、当該固有事業者の当該課税期間における課税売上高）として前条第二項第三号（同条第三項第三号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により計算した金額

第四十六条第二項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（当該課税期間の課税売上高の計算における輸出取引等に係る対価の返還等の金額の取扱い）

第四十七条の二　第十九条の規定は、法第三十条第六項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額の計算について準用する。この場合において、第十九条中「、基準期間」とあるのは「、法第三十条第二項に規定する課税期間」と、「この条、第二十二条及び第二十三条」とあるのは「この条」と、「第九条第二項第一号イに掲げる金額」とあるのは「第三十条第六項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額」と、「基準期間中」とあるのは「課税期間中」と読み替えるものとする。

第五十七条の三第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「掲げる消費税額」を「消費税額の合計額」に、「掲げる消費税額（」を「消費税額（」に改め、「をいう。）」の下に「の合計額」を加える。

第五十八条第一項中「明りよう」を「明瞭」に改める。

第六十五条第一号中「及び第七十条第一項第二号」を削る。

第六十八条第一項第二号及び第六十九条第二項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

第七十条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項第二号中「更正」を「更正等（法第五十五条第二項に規定する更正等をいう。）」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第五十五条第四項第二号イ⑵に規定する政令で定める理由は、国税通則法第五十八条第五項（還付加算金）に規定する政令で定める理由とする。

第七十一条第一項及び第三項中「明りよう」を「明瞭」に改める。

第七十二条第二項第一号中「義務づけられている」を「義務付けられている」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十九条の見出しの改正規定、第二十条の三の次に三条を加える改正規定、第二十七条の改正規定（同条第二項及び第三項を次のように改める部分（同条第二項第三号及び第三項第三号に係る部分に限る。）を除く。）、第二十八条の改正規定（同条第二項の次に一項を加える部分（同条第三項第二号に係る部分に限る。）を除く。）、第六十五条第一号の改正規定及び第七十条（見出しを含む。）の改正規定並びに次条の規定　平成二十四年一月一日

二　第二十七条第二項及び第三項の改正規定（同条第二項第三号及び第三項第三号に係る部分に限る。）、第二十八条第二項の次に一項を加える改正規定（同条第三項第二号に係る部分に限る。）並びに第四十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十四年四月一日

三　第五条第八号の改正規定、第六条第一項の改正規定及び第十七条第二項第六号の改正規定　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行の日

（固有事業者等に係る特定期間の課税売上高に関する経過措置）

第二条　改正後の消費税法施行令（以下「新令」という。）第二十七条第二項第一号及び第三項第二号の規定は、平成二十五年一月一日以後に開始する固有事業者（消費税法第十五条第四項に規定する固有事業者をいう。以下同じ。）の固有事業年度等（新令第二十七条第二項第一号に規定する固有事業年度等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した当該固有事業年度等については、なお従前の例による。

2　新令第二十八条第三項第一号の規定は、平成二十五年一月一日以後に開始する同号に規定する固有事業者の固有事業年度等中に開始する同号の受託事業者の事業年度について適用し、同日前に開始した当該固有事業者の固有事業年度等中に開始した当該受託事業者の事業年度については、なお従前の例による。

（固有事業者等に係る当該課税期間の課税売上高に関する経過措置）

第三条　新令第二十七条第二項第三号及び第三項第三号の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する固有事業者の課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した当該固有事業者の課税期間については、なお従前の例による。

2　新令第二十八条第三項第二号の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する同号の受託事業者の特定課税期間（当該受託事業者の課税期間のうちその末日の属する同号に規定する固有事業者の課税期間の前課税期間又は当該固有事業者の当該課税期間が同月一日以後に開始するものをいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した当該受託事業者の課税期間及び同日以後に開始する課税期間（特定課税期間を除く。）については、なお従前の例による。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百九十九号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）」を「第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）　第三節の四　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第三十六条の二）　第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第三十六条の三）」に、「第十四節　連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第三十九条の九十）」を「第十四節の二　国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例（第三十九条の九十の二）　第十四節の三　連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例（第三十九条の九十の三）」に、「第四十条の十一」を「第四十条の十一の二」に、「・第五十五条」を「―第五十五条」に改める。